平成２９年（フ）第４９号
愛媛県宇和島市大宮町１丁目２番45号
債務者　脇田　宏一
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第６３号
福島県郡山市富田町字音路88番地の１　秀和95ビル206号
債務者　遠藤　淳一
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
石川県白山市宮永市町415番地７、従前の住所石川県白山市末広２丁目29番地
債務者　橋　　晴美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５３号
石川県小松市矢崎町ハ１番地６
債務者　七尾　　透
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第６５号
兵庫県たつの市揖保川町金剛山544番地
債務者　高瀬　和範
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３５号
高知県四万十市右山元町１丁目９番20号　若葉荘２号
債務者　和田　博一
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１５５号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1825番地２ヴァイオレット上峰204
債務者　池崎　弥穂
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
佐賀県神埼市神埼町神埼83番地　ピアゼ34312
債務者　松本　修二
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
佐賀市兵庫南３丁目７番231号　県営団地Ｂ
債務者　川崎　千秋
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
佐賀市神野東４丁目５番11号
債務者　神宮　政輝
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
高知県幡多郡黒潮町浮鞭3570番地１
債務者　森近　逸美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第７２９号
神戸市北区上津台６丁目37番２号
債務者　米田　一郎
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前８丁目７番地２
債務者　安藤　　勇
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１３７８号
愛知県小牧市大字東田中35番地５
債務者　鱒渕　裕太
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７号
山形県新庄市常葉町２番27号　コーポサニーＢ－２Ｆ、前住所山形県新庄市堀端町６番14号
債務者　伊藤　恭子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第２８号
山形県新庄市常葉町２番27号　コーポサニーＢ－２Ｆ、前住所山形県新庄市堀端町６番14号
債務者　伊藤　博芳
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第４５３号
神奈川県平塚市田村９丁目６番26号
債務者　山本正八郎
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部